

セブン銀行取引規定（抜粋）

以下の条項を一部追加・変更いたします〔下線部を追加・変更〕

| 現行手続 | 変更後手続 |
|--|---|
| <p>(省略)</p> <p>2. 2014年1月13日以前に口座開設されたお客さまで、ダイレクトバンキングサービスをご利用にならないお客さまは、原則として、当社所定のサービス利用時等にお届け印またはご登録のサインにてお手続きできます。当社が、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影またはサインをお届け印またはご登録のサインと相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行ったうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。お届け印を失ったとき、お届け印、ご登録のサイン（書体を含みます。）を変更するとき、またはおなまえ、住所、電話番号その他の届出事項に変更があったときは、ただちに当社所定の方法により当社に届出てください。届出の受理以前に生じた、届出がなかったこと（届出の遅延を含みます。）による損害については、当社は一切責任を負いません。なお、届出事項の受理は当社所定の方法により行い、受理日は当社での受理手続終了日とします。お届け印を失った場合、またはご登録のサインをお忘れになった場合その他ご登録のサインができなくなった場合の口座の解約等は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。ご登録のサインをお忘れになった場合、サインの内容の照会はお受けできません。この場合は、新しいご登録のサインを当社所定の方法により届出てください。また、当社がご登録のサインの照会をお受けしないことによりお客さまに損害が生じても、当社は一切責任を負いません。</p> | <p>(省略)</p> <p>2. 2014年1月13日以前に口座開設されたお客さまで、ダイレクトバンキングサービスをご利用にならないお客さまは、原則として、当社所定のサービス利用時等にお届け印またはご登録のサインにてお手続きできます。当社が、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影またはサインをお届け印またはご登録のサインと相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行ったうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。お届け印を失ったとき、お届け印、ご登録のサイン（書体を含みます。）を変更するとき、またはおなまえ、住所、電話番号その他の届出事項に変更があったときは、ただちに当社所定の方法により当社に届出てください。届出の受理以前に生じた、届出がなかったこと（届出の遅延を含みます。）による損害については、当社は一切責任を負いません。なお、届出事項の受理は当社所定の方法により行い、受理日は当社での受理手続終了日とします。お届け印を失った場合、またはご登録のサインをお忘れになった場合その他ご登録のサインができなくなった場合の口座の解約等は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。ご登録のサインをお忘れになった場合、サインの内容の照会はお受けできません。この場合は、新しいご登録のサインを当社所定の方法により届出てください。また、当社がご登録のサインの照会をお受けしないことによりお客さまに損害が生じても、当社は一切責任を負いません。</p> <p>(以下項番変更)</p> |